

稲城市告示第 47 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納事務を委託したので、同条第2項及び稲城市会計事務規則（昭和39年稲城市規則第57号）第36条第1項の規定により、その旨を告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

稲城市長 高 橋 勝 浩

- 1 委託した公金事務に係る歳入の内容
放置自転車等撤去手数料
- 2 指定公金事務取扱者として指定した者
東京都稲城市東長沼 2112 番地の 1 稲城市地域振興プラザ 3 階
公益社団法人稲城市シルバー人材センター
- 3 指定した日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで